

令和6年度

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和6年11月27日

石巻市農業委員会

第8回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和6年11月27日 午後1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会

挨拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2号 農地の現状変更届出について

報告第 3号 農地法第5条の農地転用事業遂行中止について

報告第 4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について

報告第 5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 4 議案第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第 3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 6 議案第 4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

日程第 7 議案第 5号 石巻市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の一部
改正について

閉 会

出席委員（19名）

1番	松川一	生	委員	2番	今野真	理	委員
3番	前野利	春	委員	4番	齋藤忠	直	委員
5番	後藤嘉	伸	委員	6番	近藤	茂	委員
7番	石川雅	洋	委員	8番	細川	淑子	委員
9番	高橋生	一	委員	10番	佐々木	洋	委員
11番	伏見さ	と子	委員	12番	岡田	正男	委員
13番	高瀬禎	司	委員	14番	佐々木	文彦	委員
15番	高橋善	宏	委員	16番	高橋	由佳	委員
17番	遠藤章	一	委員	18番	武山	勝	委員
19番	高橋千	代恵	委員				

出席農地利用最適化推進委員（18名）

20番	山田信	悦	委員	21番	木村和	広	委員
22番	保原政	美	委員	24番	武山礼	二	委員
25番	佐々木	繁	委員	26番	首藤勝	博	委員
27番	山口修	一	委員	29番	佐々木	勝行	委員
30番	安部秀	逸	委員	31番	渡邊孝	彦	委員
32番	伊藤	功	委員	33番	中村和	徳	委員
34番	山田茂	樹	委員	35番	遠藤雅	宏	委員
36番	西條健	一	委員	37番	榊田有	司	委員
38番	西條	勲	委員	39番	阿部正	展	委員

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

23番	渥美浩	晃	委員	28番	佐藤和	隆	委員
-----	-----	---	----	-----	-----	---	----

事務局職員出席

渋谷幸伸	事務局 局長	三浦武宏	事務局 次長
星 貴幸	事務局 長補佐 兼 農地係 長	佐藤友人	主 査
本田 亨	主任 主事	山本万里	主任 主事
菅井 泰弘	主任 主事		

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和6年度第8回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、高橋会長から挨拶を申し上げます。

○高橋千代恵会長 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第1項の規定によりまして会長が議長を務め、議事を進めていただきます。

それでは、高橋会長、よろしくお願いいたします。

午後1時31分 開会

○議長（高橋千代恵会長） それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行へのご協力をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。ただいまの出席農業委員は19名、推進委員は18名であります。渥美浩晃推進委員、佐藤和隆推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

◎議事録署名委員の指名

○議長（高橋千代恵会長） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名をさせていただくことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号9番高橋生一委員、10番佐々木洋委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手のうえ、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立のうえ、発言願います。

◎報告第1号～報告第5号

○議長（高橋千代恵会長） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてから、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出についてまでを一括して報告したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、一括して報告いたします。

事務局より報告願います。

○星貴幸事務局長補佐兼農地係長 はじめに、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご報告いたします。議案書の1ページから9ページをご覧ください。今月の受理件数は15件で、解約の理由は、売買によるものが13件、借人の都合によるものが2件でございます。

次に、報告第2号 農地の現状変更届出について、ご報告いたします。議案書は10ページです。今月の受理件数は1件で、1メートルの盛土をし、畑とするものです。

次に、報告第3号 農地法第5条の農地転用事業遂行中止について、ご報告いたします。議案書は

11ページです。本件は、令和2年1月22日付、農地法第5条の許可を得てライスセンターを建設する予定でしたが申請地が石巻河南道路の高規格道路の計画地となり、立ち退くこととなったため、10月31日付けで事業遂行中止の届出があったものです。

次に、報告第4号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は12ページです。今月の受理件数は1件で、資材置場、駐車場とするものが1件でございます。

最後に、報告第5号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。議案書は13ページです。今月の受理件数は1件で、太陽光発電施設用地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） 以上で報告第1号から報告第5号までを終了いたします。

◎議案第1号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第3、議案第1号 非農地証明交付申請書の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について、説明願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

番号1、議案書の14ページ並びに別添地図資料の1ページをご覧ください。前所有者である亡父が高齢のため耕作できなくなり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

番号2、議案書の14ページ、地図資料は2ページになります。当該地は、平成4年4月22日に農地法第5条の許可を得てそのとおりに転用したものです。

番号3、議案書の14ページ、地図資料は3ページになります。前所有者である亡父が病気のため耕作できなくなり、原野化したものです。農地に復元するための物理的条件整備が著しく困難な土地です。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会佐々木洋委員長から審査結果について、報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

11月19日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、現地調査並びに書類審査などを行い、審議した結果、非農地証明判断基準及び非農地証明の範囲に合致しており、今後とも農地として利用される可能性はないことから、承認相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、

本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案3件について、証明書を交付することに決しました。

◎議案第2号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第4、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○佐藤友人主査 それでは説明いたします。議案書は15ページになります。

番号1、譲渡人の規模縮小による売買です。申請地は畑1筆、面積304平方メートルです。

番号2、譲受人の規模拡大による売買です。申請地は畑2筆、面積1,122平方メートルです。

番号3、借受人の規模拡大のための賃借権の設定です。申請地は田1筆、面積4,308平方メートルです。

番号4、議案書は16ページです。譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は畑2筆、面積361平方メートルです。

番号5、譲渡人の所有地処分による売買です。申請地は田1筆、面積469平方メートルです。

番号6、譲渡人の規模縮小による贈与です。申請地は田1筆、面積1,108平方メートルです。

番号7、議案書は17ページです。子への経営移譲のための使用貸借権の設定です。申請地は田1筆、面積10,221平方メートルです。

番号8、子への経営移譲のための使用貸借権の設定です。申請地は田6筆、面積26,118平方メートルです。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連をいたしまして、農家相談委員会、後藤嘉伸委員長から審査結果について報告願います。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

11月19日開催の農家相談委員会において、現地写真による調査並びに書類審査の結果、全ての案件について許可相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長から報告がありましたが、

本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案 8 件について、原案のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案 8 件について許可を与えることに決しました。

◎議案第 3 号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第 5、議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明願います。

○山本万里主任主事 それではご説明いたします。

番号 1、議案書の 18 ページ並びに地図資料の 4 ページをご覧ください。資料置場、駐車場等の農業用施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地に該当します。

番号 2、議案書の 18 ページ、地図資料は 5 ページです。住宅敷地とするための転用です。農地区分は、周囲を宅地に囲まれた生産性の低い農地であるため、第 2 種農地に該当します。

番号 3、議案書の 19 ページ、地図資料は 6 ページです。通路用地、駐車場、作業場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地に該当します。

番号 4、議案書の 19 ページ、地図資料は 7 ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地に該当します。

番号 5、議案書の 19 ページ、地図資料は 8 ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地に該当します。

番号 6、議案書の 20 ページ、地図資料は 9 ページです。資材置場等の事業用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地に該当します。

番号 7、議案書の 20 ページ、地図資料は 9 ページです。駐車場とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第 1 種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

番号 8、議案書の 20 ページ、地図資料は 10 ページです。資材置場とするための転用です。農地区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地のため第 1 種農地に該当しますが、集落接続の例外規定が適用されます。

番号 9、議案書の 21 ページ、地図資料は 11 ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であるため第 2 種農地に該当します。

番号10、議案書の21ページ、地図資料は12ページです。太陽光発電施設用地とするための転用です。農地区分は、300メートル以内に鉄道の駅があることから第3種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○佐々木洋農地調査委員長 それでは、ご報告いたします。

さきの農地調査委員会において、現地調査並びに書類審査を行い、許可基準に基づき審議した結果、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長から報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございまして、採決をいたします。

本案10件について、原案のとおり許可相当とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案10件について原案のとおり許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

◎議案第4号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第6、議案第4号 旧農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。議案書は22ページから50ページになります。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○菅井泰弘主任主事 それでは、ご説明いたします。別途配布しております令和6年度農用地等利用集積計画一覧表で説明いたしますので、お手元にご用意ください。

はじめに中間管理機構による一括方式の利用権設定については、41件で159筆、合計面積は28万3,488平方メートルです。貸借期間は5年と10年です。10アール当たりの賃借料は水田利用で8,500円から1万8,000円、農業用施設としての利用で3万円となっております。米による物納は40キログラムから90キログラムです。

次に所有権移転については、16件で42筆、合計面積は6万8,761平方メートルです。10アール当たりの売買価格は水田利用で19万7,247円から40万円となっております。

以上でございます。

○議長（高橋千代恵会長） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会委員長から審査結果について報告をお願いします。

○後藤嘉伸農家相談委員長 それでは、ご報告いたします。

先の農家相談委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、本案件に係る一括方式の41件、所有権移転の16件については承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま、事務局説明及び農家相談委員会委員長から審査結果について報告がありました。はじめに一括方式について審議いたします。議案書は22ページから43ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決いたします。

本案一括方式41件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案一括方式21件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は44ページから50ページになります。案件の中に農業委員会等に関する法律第31条第1項、議事参与の制限に該当する案件がありますので、先にこの案件を審議したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、番号10番を議題といたします。議案書は48ページになります。

議席番号 番、 委員は退席願います。

（ 番 委員 退場）

○議長（高橋千代恵会長） 本案番号10番について、ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案番号10番について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案番号10番については、原案のとおり承認することに決しました。

議席番号 番、 委員は入場をお願いします。

（ 番 委員 入場）

○議長（高橋千代恵会長） ■■■■■ 委員に申し上げます。本案番号10番については、原案のとおり承認することに決しましたので、ご報告いたします。

改めまして、所有権移転について、議案書44ページから50ページのうち、ただいま決しました番号10番を除いた15件について審議いたします。ご意見、ご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案所有権移転15件にかかる農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案所有権移転15件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

◎議案第5号

○議長（高橋千代恵会長） 次に、日程第7、議案第5号 石巻市農業委員会 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正についてを議題といたします。事務局より、議案の内容について説明をお願いします。

○三浦武宏事務局次長 議案第5号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正についてご説明いたします。議案書51ページ及び別冊1並びに別冊1参考をご覧ください。

この指針は、平成28年に同業務が農業委員会における最も重要な業務に位置付けされ、平成31年2月に策定されました。今回は今年度、農業委員会及び農地利用の最適化推進委員の改選期に合わせて、検証を行い、目標と具体的な推進方法を見直したものであります。

目標につきまして、第1点目の遊休農地の発生防止・解消につきましては、令和5年度の遊休農地面積を基本とし、毎年10パーセント減少させていく内容としております。

次に第2点目の担い手への農地利用の集積・集約化につきましては、令和5年度の集積面積及び集積率を基本とし、令和10年度集積率の目標を90パーセントとする内容となっております。また具体的な推進方法といたしまして、一部見直しを図るとともに、新たに地域計画発行までの期間について新規に記載しております。

第3点目の新規参入の促進につきましては、毎年度1経営体を基本とする内容としております。また、具体的な推進方法につきましては、ほぼ現行の推進方法を継続することとしており、以降、改選期ごとに検証と見直しを行っていく内容としております。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（高橋千代恵会長） ただいま事務局から説明がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） なしの声がございますので、採決をいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋千代恵会長） 異議なしと認め、本案石巻市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改正については、原案のとおり可決することに決しました。

◎閉 会

○議長（高橋千代恵会長） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして、令和6年度第8回石巻市農業委員会定例総会にかかる議事を終了いたします。

午後1時58分 閉会